

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成30年5月10日（平成30年（行情）諮問第218号ないし同第221号）

答申日：平成31年3月7日（平成30年度（行情）答申第462号ないし同第465号）

事件名：特許庁が保有するデータベースに係る著作権の管理に関する内部規定の開示決定に関する件（文書の特定）

特許庁保有のデータベース等に係る著作権の使用許可要領等の一部開示決定に関する件

特許庁保有のデータベース等に係る著作権の使用許可要領の規定に基づく文書の不開示決定（不存在）に関する件

特許庁の資料類の交付要領等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる（1）ないし（4）（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書4」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙2に掲げる文書1ないし文書4（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、文書1を特定し、開示し、文書2ないし文書4を保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成28年9月15日付け20131113特許6及び20160818特許11並びに平成28年11月14日付け20161014特許9及び20161014特許10により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）を取り消し、更なる文書（別紙3に掲げる資料1ないし資料9）を開示すべきである旨の各決定を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書1（平成30年（行情）諮問第218号）

ア 原処分1により開示された文書（文書1）は、本件情報公開請求している文書の一部にすぎず、他の行政文書が欠落しているのが不当である。以下、具体的に述べる。

イ まず、昭和62年3月20日制定の「特許庁保有のデータベース等に係る著作権の使用許可要領」（文書1）以前の使用許可要領である「特許庁の資料類の交付要領」（昭和46年9月18日付け46特総第867号）（資料2）が開示されていないので、開示してもらいたい。

ウ さらに、上記イの交付要領以前の使用許可要領（資料8）の存否を明確にしてもらいたい。その上で、当該文書が存在するなら、開示してもらいたい。

エ 以下、開示された使用許可要領（文書1）に関し、次に示す文書も開示してもらいたい。

（ア）1条に規定する各暦年における「著作権使用許可申請書」。（資料4）

（イ）2条に規定する許可に関する文書。（資料5）

（ウ）7条に規定する著作権使用料の改訂内容に関する文書。（資料6）

（エ）8条に規定する細則に関する文書。（資料7）

オ よって、平成25年11月13日付け受付番号209号で請求のあった行政文書の開示について、法9条2項（原文ママ）の規定に基づきなされた行政文書開示決定（20131113特許6，平成28年9月15日）を取り消し、更なる文書を開示すべきである旨の決定を求めらる。

（2）審査請求書2（平成30年（行情）諮問第219号）

ア 原処分2により開示された文書（文書1）は、本件情報公開請求している文書の一部にすぎず、他の行政文書が欠落しているのが不当である。以下、具体的に述べる。

イ 上記（1）イに同じ。

ウ 次に、文書1の作成経緯に係る文書（例えば、作成委員決定に関する書面、委員招集書面、会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・国会における想定問答集・検討書・報告書等）（資料1）が開示されていないので、当該文書も開示してもらいたい。

エ 同様に、「特許庁の資料類の交付要領」（昭和46年9月18日付け46特総第867号）の作成経緯に係る文書（例えば、作成委員決定に関する書面、委員招集書面、会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・国会における想定問答集・検討書・報告書等）（資料3）も開示してもらいたい。

オ 上記（1）ウに同じ。

カ その上で、「特許庁の資料類の交付要領」（昭和46年9月18日

付け46特総第867号)以前の使用許可要領が存在するなら、その作成経緯に係る文書(例えば、作成委員決定に関する書面、委員招集書面、会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・国会における想定問答集・検討書・報告書等)(資料9)も開示してもらいたい。

キ 上記(1)エに同じ。

ク よって、平成28年8月18日付け受付番号118号で請求のあった行政文書の開示について、法9条1項の規定に基づきなされた行政文書開示決定(20160818特許11,平成28年9月15日)を取り消す旨の決定を求めるとともに、更なる開示を求める。

(以下省略。)

(3) 審査請求書3(平成30年(行情)諮問第220号)

ア 原処分3は不当である。まず、不開示とした理由として「上記開示請求に係る文書は保存期間満了により廃棄されており不存在のため。」旨記載されているが、各文書の保存期間、廃棄年月日を明確にしてもらいたい。特に、文書1の8条に規定する細則である文書(資料7)は規則の一種であり、本来永年保存されるべきものである。

イ よって、平成28年10月14日付け受付番号140号で請求のあった行政文書の開示について、法9条2項の規定に基づきなされた行政文書不開示決定(20161014特許9,平成28年11月14日)を取り消す旨の決定を求めるとともに、更なる開示を求める。

(4) 審査請求書4(平成30年(行情)諮問第221号)

ア 原処分4は不当である。まず、不開示とした理由として「上記開示請求に係る文書は保存期間満了により廃棄されており不存在のため。」旨記載されているが、各文書の保存期間、廃棄年月日を明確にしてもらいたい。

イ 特に、交付要領(資料2)及び交付要領以前の使用許可要領(資料8)は、規則の一種であり、本来永年保存されるべきものである。当然、これらの規則作成のために会議議事録は作成されているはずであり、本来永年保存されるべきものである。

ウ よって、平成28年10月14日付け受付番号141号で請求のあった行政文書の開示について、法9条2項の規定に基づきなされた行政文書不開示決定(20161014特許10,平成28年11月14日)を取り消す旨の決定を求める。

(5) 意見書1(平成30年(行情)諮問第218号)

(上記(1)と同旨の部分は省略。)

まず、当初は不開示決定をしておきながら、その後開示決定をすると

いう決定内容の変更の理由を明確にしてもらいたい。さらに、諮問庁は、当初の諮問を取り下げているが、あえて取り下げなくともよかったのではないか？今回のように諮問を取り下げると更なる不服申立時、本事件のように再諮問することもあり得るので当初の諮問は取り下げるべきではなかったように思う。

以下、各文書毎に主張内容を検討する。

ア 交付要領（資料２）

諮問庁は、昭和６２年３月２０日制定の文書１の施行と同時に廃止された交付要領（資料２）は既に廃棄されている旨主張するが、この文書は法律等の法規範に準ずる内部規則であり、このような内部規則を廃止してしまうと行政の見直しが全く不可能になるので、本来なら永年保存されるべきものである。

イ 文書１の１条、２条、７条及び８条の各条文の規定に係る各文書（資料４ないし資料７）

諮問庁は、既に廃止されている旨主張するが、審査請求人の承知しているところによると、昭和４６年から平成１０年頃までは、特定法人のみが本規則の対象となった法人であり、特許庁・特定法人間の契約関係書類に関するものである。特定法人は、特許庁の最重要政策である特許情報提供システムを担っており、これらの契約関係書類は永年保存されるべきものである。

ウ 交付要領以前の使用許可要領（資料８）

諮問庁は、既に廃棄されている旨主張するが、この文書は法律等の法規範に準ずる内部規則であり、このような内部規則を廃止してしまうと行政の見直しが全く不可能になるので、本来なら永年保存されるべきものである。

(６) 意見書２（平成３０年（行情）諮問第２１９号）

（上記（２）と同旨の部分は省略。）

審査請求人は、文書１に関する書面を請求しており、上記（２）の各文書（資料１ないし資料９）も当然に請求対象書面に該当するものである。

(７) 意見書３（平成３０年（行情）諮問第２２０号）

（上記（３）と同旨の部分は省略。）

著作権の使用許可要領は、法律等の法規範に準ずるもので本来永年保存されるべきものである。このような法律等の法規範に準ずる著作権の使用許可要領を廃棄してしまうと、行政の見直しが全く不可能になり、行政刷新が全くできなくなり不当である。

(８) 意見書４（平成３０年（行情）諮問第２２１号）

(上記(4)と同旨の部分は省略。)

交付要領(資料2)等の著作権の使用許可要領は、法律等の法規範に準ずるもので本来永年保存されるべきものである。このような法律等の法規範に準ずる著作権の使用許可要領を廃棄してしまうと、行政の見直しが全く不可能になり、行政刷新が全くできなくなり不当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問の概要及び原処分

(1) 原処分1

ア 審査請求人は、平成25年11月12日付けで、特許庁長官に対し、「平成9年5月13日の第18回工業所有権審議会情報部会における資料4の5頁の下に記載の『現在、我が国では、特許庁が保有するデータベースは、著作権により保護されている。このため、特許庁の保有するデータベースは、国有財産法2条に規定する国有財産として位置づけ、内部規定を設けて著作権の管理(料金の承認、著作権使用料の徴収)を行っている。』における『内部規定』に関する文書。」を対象とする行政文書開示請求(本件開示請求1)を行い、処分庁は同月13日付けでこれを受理した。

イ 本件開示請求1に対し、処分庁は、本件開示請求1の対象となる行政文書について不開示とする決定(以下「旧処分」という。)を同年12月13日付けで行った。

ウ これに対して、審査請求人は、旧行政不服審査法(昭和38年法律第160号)6条の規定に基づき、平成25年12月19日付けで処分庁に対して、旧処分における不開示決定は不服であり、開示の決定を求める異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

エ 本件異議申立てに対し、処分庁は平成26年8月15日付けで、情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行ったものの、平成28年3月31日付けでこれを取り下げ、旧処分を取り消して改めて行政文書を特定し、同年9月15日付けで開示決定(原処分1)を行った。

オ これに対して、審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)2条の規定に基づき、平成28年10月11日付けで、処分庁に対して、原処分1における開示決定は不服であり、更なる開示の決定を求める審査請求(以下「本件審査請求1」という。)を行った。

(2) 原処分2

ア 審査請求人は、平成28年8月15日付けで、特許庁長官に対し、「昭和62年3月20日制定の『特許庁保有のデータベース等に係る著作権の使用許可要領』及び当該使用許可要領以前に制定された使用許可要領並びに当該使用許可要領作成の経緯に関する文書(例えば、

作成委員決定に関する書面，委員招集書面，会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・国会における想定問答集・検討書・報告書等）。」を対象とする行政文書開示請求（本件開示請求２）を行い，処分庁は同年８月１８日付けでこれを受理した。

イ 本件開示請求２に対し，処分庁は，本件開示請求２の対象となる行政文書について一部開示とする決定（原処分２）を同年９月１５日付けで行った。

ウ 行政文書開示決定通知書において文書の一部を不開示とした理由は，該当する行政文書が存在しないためである。

エ これに対して，審査請求人は，行政不服審査法２条の規定に基づき，平成２８年１０月１１日付けで，処分庁に対して，原処分２における開示決定は不服であり，更なる開示の決定を求める審査請求（以下「本件審査請求２」という。）を行った。

（３）原処分３

ア 審査請求人は，平成２８年１０月１１日付けで，特許庁長官に対し，「昭和６２年３月２０日制定の『特許庁保有のデータベース等に係る著作権の使用許可要領』に関する次に示す文書。①当該許可要領第１条に規定する各暦年における『著作権使用許可申請書』，②当該許可要領第２条に規定する各暦年における許可に関する文書，③当該許可要領第７条に規定する各暦年における著作権使用料の改訂内容に関する文書，④当該許可要領第８条に規定する細則に関する文書」を対象とする行政文書開示請求（本件開示請求３）を行い，処分庁は同年１０月１４日付けでこれを受理した。

イ 本件開示請求３に対し，処分庁は，本件開示請求３の対象となる行政文書について不開示とする決定（原処分３）を同年１１月１４日付けで行った。

ウ 行政文書開示決定通知書において文書を不開示とした理由は，該当する行政文書が存在しないためである。

エ これに対して，審査請求人は，行政不服審査法２条の規定に基づき，平成２８年１２月１６日付けで，処分庁に対して，原処分３における開示決定は不服であり，更なる開示の決定を求める審査請求（以下「本件審査請求３」という。）を行った。

（４）原処分４

ア 審査請求人は，平成２８年１０月１１日付けで，特許庁長官に対し，「『特許庁の資料類の交付要領』（昭和４６年９月１８日付け４６特総第８６７号）及び当該交付要領以前の要領並びにこれらの要領の作成経緯に係る文書（例えば，作成委員決定に関する書面，委員招集書

面，会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・国会における想定問答集・検討書・報告書等）。」を対象とする行政文書開示請求（本件開示請求４）を行い，処分庁は同年１０月１４日付けでこれを受理した。

イ 本件開示請求４に対し，処分庁は，本件開示請求４の対象となる行政文書について不開示とする決定（原処分４）を同年１１月１４日付けで行った。

ウ 本件対象文書は保存期間満了により廃棄されており不存在のため，不開示とする原処分４を行った。

エ これに対して，審査請求人は，行政不服審査法２条の規定に基づき，平成２８年１２月１６日付けで，処分庁に対して，原処分４における開示決定は不服であり，更なる開示の決定を求める審査請求（以下「本件審査請求４」という。）を行った。

２ 審査請求人の主張についての検討

（１） 原処分１

ア 審査請求人は，本件行政文書開示決定（原処分１）に対して，下記（ア）及び（イ）の文書も追加で開示すべきであると主張している。

（ア）審査請求人が主張する追加開示すべき文書

① 昭和６２年３月２０日制定の「特許庁保有のデータベース等に係る著作権の使用許可要領（昭和６２年３月２０日付け６２特総第３１８号）」（文書１）以前の使用許可要領である「特許庁の資料類の交付要領（昭和４６年９月１８日付け４６特総第８６７号）」（資料２）

② 文書１の１条に規定する各暦年における「著作権使用許可申請書」（資料４）

③ 文書１の２条に規定する許可に関する文書（資料５）

④ 文書１の７条に規定する著作権使用料の改訂内容に関する文書（資料６）

⑤ 文書１の８条に規定する細則に関する文書（資料７）

（イ）上記（ア）①の「特許庁の資料類の交付要領」以前の使用許可要領（資料８）

イ これに対して，以下のとおり検討する。

（ア）上記ア（ア）①について

文書１の施行と同時に廃止された交付要領（資料２）については既に廃棄しており，不存在である。

なお，当時の文書保存年限を定めた内規に照らしても，廃棄したことは適切である。

(イ) 上記ア(ア)②ないし⑤について

文書1の各条文の規定に係る上記ア(ア)②ないし⑤の文書(資料4ないし資料7)については既に廃棄しており、不存在である。

なお、当時の文書保存年限を定めた内規に照らしても、廃棄したことは適切である。

(ウ) 上記ア(イ)について

上記(ア)のとおり、交付要領(資料2)は不存在であり、それ以前の同種文書についても既に廃棄しており、不存在である。

なお、当時の文書保存年限を定めた内規に照らしても、廃棄したことは適切である。

ウ 上記イのとおり、審査請求人が開示を求める上記ア(ア)及び(イ)の各文書については、不存在である。

エ また、念のため担当部署の書庫・書架の探索を行ったが、上記文書の存在は認められなかった。

オ 結論

以上のことから、平成28年9月15日付けで通知した行政文書開示決定は妥当なものであって、審査請求人の主張は、原処分1の正当性を覆すものではない。したがって、原処分1は妥当であり、本件審査請求1については棄却することとしたい。

(2) 原処分2

ア 審査請求人は、本件行政文書一部開示決定(原処分2)に対して、下記(ア)及び(イ)の文書も追加で開示すべきであると主張している。

(ア) ① 文書1以前の使用許可要領である交付要領(資料2)

② 文書1の作成経緯に関する文書(例えば、作成委員決定に関する書面、委員招集書面、会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・国会における想定問答集・検討書・報告書等)(資料1)

③ 上記①の作成経緯に係る文書(例えば、作成委員決定に関する書面、委員招集書面、会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・国会における想定問答集・検討書・報告書等)(資料3)

④ 文書1の1条に規定する各暦年における「著作権使用許可申請書」(資料4)

⑤ 文書1の2条に規定する許可に関する文書(資料5)

⑥ 文書1の7条に規定する著作権使用料の改訂内容に関する文書(資料6)

⑦ 文書1の8条に規定する細則に関する文書（資料7）

（イ）上記（ア）①以前の使用許可要領（資料8）及びその作成経緯に係る文書（例えば、作成委員決定に関する書面、委員招集書面、会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・国会における想定問答集・検討書・報告書等）（資料9）

イ これに対して、以下のとおり検討する。

（ア）上記ア（ア）①ないし③について

「特許庁保有のデータベース等に係る著作権の使用許可要領（昭和62年3月20日付け62特総第318号）」（文書1）の施行と同時に廃止された「特許庁の資料類の交付要領（昭和46年9月18日付け46特総第867号）」（資料2）、両要領の作成経緯に関する文書（資料1及び資料3）については既に廃棄しており、不存在である。

なお、当時の文書保存年限を定めた内規に照らしても、廃棄したことは適切である。

（イ）上記ア（ア）④ないし⑦について

文書1の各条文を根拠に作成された文書（資料4ないし資料7）は既に廃棄しており、不存在である。

なお、当時の文書保存年限を定めた内規に照らしても、廃棄したことは適切である。

また、本件開示請求2においては、文書1及び文書1の作成経緯に関する文書（資料1）が対象となっており、文書1の各条文を根拠に作成された文書（資料4ないし資料7）は、本件開示請求2の対象には該当しないと考える。

（ウ）上記ア（イ）について

上記（ア）で述べたとおり、交付要領（資料2）及びその作成経緯に関する文書（資料3）は既に廃棄し不存在であり、それ以前の同種文書についても、同様に不存在である。

なお、当時の文書保存年限を定めた内規に照らしても、廃棄したことは適切である。

ウ 上記イの説明のとおり、審査請求人が開示を求める上記ア（ア）及び（イ）の各文書については、不存在である。

エ また、念のため担当部署の書庫・書架の探索を行ったが、上記文書の存在は認められなかった。

オ 結論

以上のことから、平成28年9月15日付けで通知した行政文書一部開示決定は妥当なものであって、審査請求人の主張は、原処分2

の正当性を覆すものではない。したがって、原処分2は妥当であり、本件審査請求2については棄却することとしたい。

(3) 原処分3

審査請求人は、本件行政文書不開示決定（原処分3）に対して、「上記不開示決定は不当である。不開示とした理由として『上記開示請求に係る文書は保存期間満了により廃棄されており不存在のため。』旨記載されているが、各文書の保存期間、廃棄年月日を明確にしてもらいたい。特に、文書1の8条に規定する細則である文書（資料7）は規則の一種であり、本来永年保存されるべきものである。」と主張している。

これに対して、以下のとおり検討する。

ア 文書1は平成10年3月31日をもって廃止されており、既に廃棄済みである。その許可要領の各条文の規定に係る文書（資料4ないし資料7）についても、関連文書として同様に廃棄されており、不存在である。

イ なお、当時の文書保存年限を定めた内規に照らしてみると、廃棄したことは適切である。

ウ また、念のため行政文書ファイル管理簿を確認のうえ、担当部署の書庫・書架の探索を行ったが、その存在は認められなかった。

エ 結論

以上のことから、平成28年11月14日付けで通知した行政文書不開示決定は妥当なものであって、審査請求人の主張は、原処分3の正当性を覆すものではない。したがって、原処分3は妥当であり、本件審査請求3については棄却することとしたい。

(4) 原処分4

審査請求人は、本件行政文書不開示決定（原処分4）に対して、「上記不開示決定は不当である。まず、不開示とした理由として『上記開示請求に係る文書は保存期間満了により廃棄されており不存在のため。』旨記載されているが、各文書の保存期間、廃棄年月日を明確にもらいたい。特に、交付要領（資料2）及び当該交付要領以前の使用許可要領（資料8）は、規則の一種であり、本来永年保存されるべきものである。当然、これらの規則作成のために会議議事録は作成されているはずであり、本来永年保存されるべきものである。」と主張している。

これに対して、以下のとおり検討する。

ア 交付要領（資料2）は、文書1の施行開始と同時に廃止されており、既に廃棄されているため、不存在である。また、それ以前の交付要領（資料8）及びその関連文書（資料9）についても、廃棄されているものと考えられる。

イ なお、当時の文書保存年限を定めた内規に照らしても、廃棄したことは適切である。

ウ また、念のため行政文書ファイル管理簿を確認のうえ、担当部署の書庫・書架の探索を行ったが、その存在は認められなかった。

エ 結論

以上のことから、平成28年11月14日付けで通知した行政文書不開示決定は妥当なものであって、審査請求人の主張は、原処分4の正当性を覆すものではない。したがって、原処分4は妥当であり、本件審査請求4については棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成30年5月10日 諮問の受理（平成30年（行情）諮問第218号ないし同第221号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年6月13日 審査請求人から意見書1ないし意見書4を收受（同上）
- ④ 平成31年2月18日 審議（同上）
- ⑤ 同年3月5日 平成30年（行情）諮問第218号ないし同第221号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙2に掲げる4文書である。

審査請求人は、原処分1ないし原処分4の取消し及び別紙3に掲げる各資料の再特定を求めており、諮問庁は、文書1を特定し開示した原処分1、文書1を特定し開示するとともに文書2を不存在のため不開示とした原処分2、文書3を不存在のため不開示とした原処分3及び文書4を不存在のため不開示とした原処分4をいずれも妥当としていることから、以下、原処分1及び原処分2の文書の特定の妥当性並びに文書3及び文書4の保有の有無について検討する。

2 原処分1の文書の特定の妥当性について

- (1) 原処分1につき、諮問庁は、本件請求文書1の開示請求を受け、文書1を特定し開示したが、審査請求人は、審査請求において、別紙3に掲げる資料2及び資料4ないし資料8を特定し追加開示すべきであると主張する。しかしながら、本件開示請求1の請求対象は、第18回工業所有権審議会情報部会が開催された平成9年5月当時の「内部規定」に関する文書であると解されることから、当該内部規定である文書1の前身

に当たる資料 2 及び資料 2 の前身に当たる資料 8 については、本件開示請求 1 の請求対象に該当するとは認められず、審査請求人の上記主張は審査請求において請求の拡張を行うものといわざるを得ず、採用できない。そこで、審査請求人が追加して特定すべきと主張する資料のうち、資料 2 及び資料 8 を除き、文書 1 の特定及び資料 4 ないし資料 7 の保有の有無につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 当初、文書 1 を探索したが発見できなかったところ、文書 1 が作成されたときに有効であった昭和 43 年改正の特許庁文書取扱規程（以下「文書取扱規程」という。）が、永久保存とするものを除く文書の保存期間を最長でも 20 年と定めており、文書 1 は、その性質に鑑みれば永久保存には該当しないと考えられる一方、その作成から本件開示請求 1 の時点までに 26 年以上が経過していることから、本件開示請求 1 の時点で保存期間満了により既に廃棄されていたものと考え、これを不存在につき不開示とする旧処分を行った。しかしながら、本件異議申立てを受けて改めて探索を行ったところ、担当者が文書 1 を個人的に執務参考資料として保管していたことが判明し、これは過去に同人が前任者から引き継いだものと考えられることから、行政文書として扱う必要があると判断し、旧処分を取り消し、改めて原処分 1 でこれを特定し、全部開示したものである。

イ 本件審査請求 1 を受け、特許庁の関係部署において書架・書庫及び文書 1 が含まれていた担当者間の引継ぎ資料等の探索を行ったが、資料 4 ないし資料 7 の存在は確認できなかった。また、平成 12 年度以前に作成又は取得した行政文書がつづられている平成 13 年度の行政文書ファイル管理簿の確認を行ったが、資料 4 ないし資料 7 がつづられている可能性のある行政文書ファイルの登録は確認できなかった。これは、文書 1 の各条文の規定に係る文書である資料 4 ないし資料 7 についても、本件開示請求 1 の時点で作成から 26 年以上経過していることから、保存期間満了により既に廃棄されたものと考えられる。

(2) 諮問庁から文書取扱規程の提示を受けて確認したところ、その内容は上記(1)アの諮問庁の説明のとおりであると認められる一方、当該規程において秘書課長が別途定めるとされている、各保存期間に該当する文書区分の基準の提示を求めたところ、諮問庁はこれをもはや保有していないとのことであった。

以上を踏まえれば、文書 1 及び資料 4 ないし資料 7 は永久保存に該当しないとす根拠並びに文書 1 の特定に至った経緯に係る上記(1)アの諮問庁の説明はにわかに首肯し難いものの、いずれにせよ資料 4 ない

し資料7の存在は確認できなかった旨の上記(1)イの諮問庁の説明を覆すに足りる事情も認められないことから、特許庁において、文書1の外に本件開示請求1に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 原処分2の文書の特定の妥当性について

(1) 原処分2につき、諮問庁は、本件請求文書2の開示請求を受け、文書1を特定し、開示するとともに、文書2を不存在のため不開示としたが、審査請求人は、別紙3に掲げる資料1ないし資料9を特定し追加開示すべきであると主張している。文書1の特定及び資料4ないし資料7の保有の有無については、本件開示請求2の時点においてもなお、上記2(2)のとおりであると認められることから、資料1ないし資料3、資料8及び資料9の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 資料2は、文書1より前に、また、資料8は、資料2より前にそれぞれ制定された、いずれも文書1の前身に当たるものであり、本件開示請求2の時点で文書1は保存期間満了により既に廃棄されていたものと考えられることに鑑みれば、資料2及び資料8についても、同様に保存期間満了により既に廃棄されたものと考えられる。

イ 資料1、資料3及び資料9は、それぞれ文書1、資料2及び資料8の作成の経緯に関する文書である。資料1は、上記2(1)ア及びイの状況からして、本件開示請求2の時点で既に廃棄されていたものと考えられ、資料3及び資料9についても、上記アの状況からして、本件開示請求2の時点で既に廃棄されていたものと考えられる。

ウ 本件審査請求2を受け、上記2(1)イと同様の探索及び平成13年度の行政文書ファイル管理簿の確認を行ったが、資料1ないし資料3、資料8及び資料9の存在は確認できず、これらがつづられている可能性のある行政文書ファイルの登録も確認できなかった。

(2) 資料1ないし資料3、資料8及び資料9を保有していない旨の上記(1)の諮問庁の説明は否定し難く、他にこれらの資料の存在をうかがわせる事情も認められないことから、特許庁において、文書1の外に本件請求文書2に該当する文書を保有しているとは認められない。

4 文書3及び文書4の保有の有無について

(1) 文書3は、別紙3に掲げる資料4ないし資料7に相当すると認められるところ、その保有の有無については、本件開示請求3の時点においてもなお、上記2(2)のとおりであると認められることから、特許庁において、本件対象文書3を保有しているとは認められない。

(2) 文書4は、別紙3に掲げる資料2、資料3、資料8及び資料9に相当すると認められるところ、その保有の有無については、本件開示請求4

の時点においてもなお、上記3(2)のとおりであると認められることから、特許庁において、本件対象文書4を保有しているとは認められない。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 付言

本件は、各審査請求から諮問までにいずれも約1年6か月以上が経過しており、いずれも「簡易迅速な手続」による処理とはいえず、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

7 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求につき、文書1を特定し、開示し、文書2ないし文書4を保有していないとして不開示とした各決定については、特許庁において、文書1の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、文書1を特定したこと及び文書2ないし文書4を保有していないとして不開示としたことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙 1

(1) 本件請求文書 1

平成 9 年 5 月 13 日の第 18 回工業所有権審議会情報部会における資料 4 の 5 頁の下に記載の「現在、我が国では、特許庁が保有するデータベースは、著作権により保護されている。このため、庁の保有するデータベースは、国有財産法 2 条に規定する国有財産として位置づけ、内部規定を設けて著作権の管理（料金の承認、著作権使用料の徴収）を行っている。」における「内部規定」に関する文書。

(2) 本件請求文書 2

昭和 62 年 3 月 20 日制定の「特許庁保有のデータベース等に係る著作権の使用許可要領」及び当該使用許可要領以前に制定された使用許可要領並びに当該使用許可要領作成の経緯に関する文書（例えば、作成委員決定に関する書面、委員招集書面、会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・国会における想定問答集・検討書・報告書等）。

(3) 本件請求文書 3

昭和 62 年 3 月 20 日制定の「特許庁保有のデータベース等に係る著作権の使用許可要領」（以下、「当該許可要領」ともいう。）に関する次に示す文書。

- ① 当該許可要領第 1 条に規定する各暦年における「著作権使用許可申請書」
- ② 当該許可要領第 2 条に規定する各暦年における許可に関する文書
- ③ 当該許可要領第 7 条に規定する各暦年における著作権使用料の改訂内容に関する文書
- ④ 当該許可要領第 8 条に規定する細則に関する文書

(4) 本件請求文書 4

「特許庁の資料類の交付要領」（昭和 46 年 9 月 18 日付け 46 特総第 867 号）及び当該交付要領以前の交付要領並びにこれらの交付要領の作成経緯に係る文書（例えば、作成委員決定に関する書面、委員招集書面、会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・国会における想定問答集・検討書・報告書等）。

別紙 2 原処分に係る本件対象文書

- 文書 1 特許庁保有のデータベース等に係る著作権の使用許可要領（昭和 62 年 3 月 20 日付け 62 特総第 318 号）
- 文書 2 特許庁保有のデータベース等に係る著作権の使用許可要領（昭和 62 年 3 月 20 日付け 62 特総第 318 号）以前に制定された使用許可要領並びに当該使用許可要領作成の経緯に関する文書（例えば，作成委員決定に関する書面，委員招集書面，会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・国会における想定問答集・検討書・報告書等）
- 文書 3 昭和 62 年 3 月 20 日制定の「特許庁保有のデータベース等に係る著作権の使用許可要領」に関する次に示す文書。
- ① 当該許可要領第 1 条に規定する各暦年における「著作権使用許可申請書」。
 - ② 当該許可要領第 2 条に規定する各暦年における許可に関する文書。
 - ③ 当該許可要領第 7 条に規定する各暦年における著作権使用料の改訂内容に関する文書。
 - ④ 当該許可要領第 8 条に規定する細則に関する文書。
- 文書 4 特許庁の資料類の交付要領（昭和 46 年 9 月 18 日付け 46 特総第 867 号）及び当該交付要領以前の交付要領並びにこれらの交付要領の作成経緯に係る文書（例えば，作成委員決定に関する書面，委員招集書面，会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・国会における想定問答集・検討書・報告書等）。

別紙 3 審査請求人が各原処分につき再特定を求める各資料の一覧及び名称

該当する原処分	再特定を求める資料
原処分 1	資料 2, 資料 4 ないし資料 8
原処分 2	資料 1 ないし資料 9
原処分 3	資料 4 ないし資料 7
原処分 4	資料 2, 資料 3, 資料 8 及び資料 9

[各資料の名称]

- 資料 1 文書 1 の作成経緯に係る文書（例えば，作成委員決定に関する書面，委員招集書面，会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・国会における想定問答集・検討書・報告書等）
- 資料 2 「特許庁の資料類の交付要領（昭和 46 年 9 月 18 日付け 46 特総第 867 号）」
- 資料 3 資料 2 の作成経緯に係る文書（例えば，作成委員決定に関する書面，委員招集書面，会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・国会における想定問答集・検討書・報告書等）
- 資料 4 文書 1 の 1 条に規定する各暦年における「著作権使用許可申請書」
- 資料 5 文書 1 の 2 条に規定する許可に関する文書
- 資料 6 文書 1 の 7 条に規定する著作権使用料の改訂内容に関する文書
- 資料 7 文書 1 の 8 条に規定する細則に関する文書
- 資料 8 資料 2 以前の使用許可要領
- 資料 9 資料 8 の作成経緯に係る文書（例えば，作成委員決定に関する書面，委員招集書面，会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・国会における想定問答集・検討書・報告書等）